○鶴岡市指定下水道工事店規程

平成２７年４月１日

上下水道事業管理規程第８号

（趣旨）

第１条　この規程は、鶴岡市公共下水道条例（平成１７年鶴岡市条例第２３８号。以下「条例」という。）第６条第１項の指定下水道工事店等に関し必要な事項を定めるものとする。

（定義）

第２条　この規程において次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

(1) 排水設備工事　下水道法（昭和３３年法律第７９号）第１０条第１項に規定する排水設備及び同法第１２条第１項に規定する除害施設の工事（新設、増設、改築、修繕及び撤去を含む。以下「工事」という。）をいう。

(2) 責任技術者　山形県下水道協会（以下「協会」という。）が実施する排水設備工事責任技術者試験に合格し、協会に登録した者をいう。

（指定下水道工事店の責務及び遵守事項）

第３条　指定下水道工事店は、条例に定めるもののほか次に掲げる事項を遵守しなければならない。

(1) 工事施工の申込みを受けたときは、正当な理由がない限り、これを拒んではならない。

(2) 工事は、適正な工費で施工しなければならない。また、工事の契約に際しては、工事金額、工事期限その他の必要事項を明確に示さなければならない。

(3) 工事の全部又は大部分を一括して第三者に委託し、又は請け負わせてはならない。

(4) 指定下水道工事店としての自己の名義を他の業者に貸与してはならない。

(5) 工事は、条例第５条第１項に規定する排水設備等の工事の計画に係る公共下水道事業の管理者の権限を行う市長（以下「市長」という。）の確認を受けたものでなければ着手してはならない。

(6) 工事は、責任技術者の管理の下においてでなければ設計及び施工をしてはならない。

(7) 災害等緊急時に、排水設備の復旧に関して市長から協力の要請があった場合は、これに協力するよう努めなければならない。

（指定の申請）

第４条　条例第７条第２項の申請書は、指定下水道工事店指定（継続指定）申請書（様式第１号）とする。

２　条例第７条第３項第１号の書類は、誓約書（様式第２号）とする。

３　条例第７条第３項第５号に規定する書類は、次に掲げるものとする。

(1) 納税証明書

(2) 固定資産課税台帳の写し又はこれに準ずるもの

(3) 従業者名簿

(4) 責任技術者が他の営業所の責任技術者を兼任している場合にあっては、その兼務状況を記載したもの

(5) 前各号に掲げるもののほか、市長が必要と認める書類

４　指定下水道工事店が指定有効期間満了に際し、引き続き指定下水道工事店の指定を受けようとするときは、その期間満了の日の１月前まで申請しなければならない。

（一部改正〔令和６年上下水管規程１号〕）

（責任技術者の選任）

第５条　条例第９条第１項に規定する責任技術者の選任に際しては、山形県の区域内における他の営業所について兼任することを妨げない。

（追加〔令和６年上下水管規程１号〕）

（指定下水道工事店証の交付等）

第６条　条例第１２条第１項の指定下水道工事店証の様式は、様式第３号のとおりとする。

２　市長は、条例第７条第１項の規定による申請をした者に対し条例第８条第１項の規定による指定を行ったときは、鶴岡市指定下水道工事店台帳に登録するものとする。

（一部改正〔令和６年上下水管規程１号〕）

（変更等の届出）

第７条　指定下水道工事店は、条例第１４条又は次の各号のいずれかに該当したときは、指定下水道工事店変更届出書（様式第４号）を３０日以内に市長に提出しなければならない。

(1) 指定下水道工事店を移転し、又は営業所等を新設、移転、若しくは廃止したとき。

(2) 条例第８条第１項第４号ア、イ又はオのいずれかに該当するに至ったとき。

(3) 組織を変更したとき。

(4) 商号を変更したとき。

(5) 代表者に異動があったとき。

(6) 選任する責任技術者に異動があったとき。

(7) 住所、所在地、電話番号等に変更があったとき。

(8) 前各号に掲げるもののほか、市長に届け出た事項に重要な変更があったとき。

（一部改正〔令和元年上下水管規程４号・６年１号〕）

（指定の取消し又は一時停止）

第８条　市長は、条例第１５条第１項の規定により指定を取り消し、又は停止したときは、指定下水道工事店取消し（停止）通知書（様式第５号）により通知するものとする。

（一部改正〔令和６年上下水管規程１号〕）

（公示）

第９条　市長は、指定下水道工事店に関し、次に掲げる措置をしたときは、その都度これを公示するものとする。

(1) 新たに指定したとき。

(2) 指定を取り消し、又は停止したとき。

(3) 継続指定をしなかったとき。

(4) 指定下水道工事店変更届出書を受理したとき（第７条第１号又は第４号の事由による場合に限る。）。

（一部改正〔令和６年上下水管規程１号〕）

（審査委員会）

第１０条　条例第１５条第１項の規定による指定の取消し又は一時停止その他市長の指示する事項に関し、調査審議等を行うため、鶴岡市指定下水道工事店審査委員会（以下「審査委員会」という。）を設置する。

２　審査委員会は、委員長及び委員をもって組織し、委員長及び委員は市長が別に定める。

３　委員長は、審査委員会を代表し、会務を総理する。ただし、委員長が不在のときは委員長があらかじめ指名する委員がその職務を代理する。

４　委員長は、審査委員会を招集し、会議の議長となる。

５　審査委員会は、委員の過半数が出席しなければ会議を開くことができない。

６　委員長は、必要と認めるときは委員以外の者の出席を求め、説明又は意見を聴くことができる。

７　審査委員会の庶務は、総務課において処理する。

８　この条に定めるもののほか、審査委員会運営に関し必要な事項は委員長が別に定める。

（一部改正〔令和６年上下水管規程１号・８年２号〕）

（その他）

第１１条　この規程に定めるもののほか、指定下水道工事店等に関し必要な事項は市長が別に定める。

（一部改正〔令和６年上下水管規程１号〕）

附　則

（施行期日）

１　この規程は、平成２７年４月１日から施行する。

（経過措置）

２　この規程の施行の日の前日までに、鶴岡市下水道条例施行規則等を廃止する規則（平成２７年鶴岡市規則第７号）による廃止前の鶴岡市指定下水道工事店規則（平成１７年鶴岡市規則第１９４号。以下「旧規則」という。）規定によりなされた処分、手続その他の行為は、それぞれこの規程の相当規定によりなされたものとみなす。

（様式に関する経過措置）

３　旧規則に規定する様式による用紙は、当分の間、所要の修正を加え使用することができる。

附　則（令和元年１２月２０日上下水管規程第４号）

この規程は、改正条例の公布の日から施行する。

附　則（令和３年３月３０日上下水管規程第５号）

（施行期日）

１　この規程は、令和３年４月１日から施行する。

（経過措置）

２　この規程の施行の際現にあるこの規程による改正前の様式による用紙は、当分の間、所要の修正を加え、なお使用することができる。

附　則（令和５年３月１４日上下水管規程第２号）

この規程は、令和５年４月１日から施行する。

附　則（令和６年６月２１日上下水管規程第１号）

この規程は、令和６年６月２１日から施行する。

附　則（令和８年３月３１日上下水管規程第２号）

この規程は、令和８年４月１日から施行する。

様式第１号（第４条関係）

指定下水道工事店　指　定
継続指定　申請書

年　月　日

鶴岡市長　様

申請者　住　所
氏　名
電　話

鶴岡市指定下水道工事店として（指定・継続指定）を受けたいので、鶴岡市公共下水道条例第7条及び鶴岡市指定下水道工事店規程第4条の規定により関係書類を添えて次のとおり申請します。

申請店	フリガナ 商号	
	フリガナ 氏名（代表者）	
	フリガナ 営業所所在地	

〔添付書類〕

1　鶴岡市指定下水道工事店規程第４条第２項に定める誓約書（様式第２号）
2　定款及び登記事項証明書（法人）又は住民票の写し（個人）
3　選任する責任技術者の責任技術者証（山形県下水道協会が交付したもの）の写し
4　所有設備機器材調書
5　納税証明書
6　固定資産課税台帳の写し又はこれに準ずるもの
7　従業者名簿
8　責任技術者が他の営業所の責任技術者を兼任している場合はその兼務状況を記載したもの
9　前各号に掲げるもののほか市長が必要と認める書類

様式第２号（第４条関係）

誓　約　書

鶴岡市公共下水道条例第8条第1項第4号に該当せず、下水道に関する法令、条例並びに規程を遵守することを誓約します。

年　　月　　日

鶴　岡　市　長　　様

住　　所

氏　　名
（代表者）
及び商号

様式第３号（第６条関係）

鶴岡市指定下水道工事店証

指定番号	第　　号
有効期間	年　月　日から　年　月　日まで
営業所所在地	
営業所名	
代表者名	

上記の者は、鶴岡市公共下水道条例第8条の指定の基準に適合する鶴岡市指定下水道工事店であることを証する。

年　月　日

鶴岡市長　　印

様式第４号（第７条関係）

指定下水道工事店変更届出書

年　　月　　日

鶴岡市長　　様

届出人
所在地
名　　称
代表者
電話番号

鶴岡市指定下水道工事店として指定を受けた事項に変更があったので、鶴岡市公共下水道条例第14条及び鶴岡市指定下水道工事店規程第７条の規定により次のとおり届け出ます。

種　　類	□ 営業の廃止、休止又は再開 □ 営業の移転 □ 代表者が成年被後見人、被保佐人又は破産者となったため □ 組織の変更	□ 商号の変更 □ 代表者の異動 □ 責任技術者の異動 □ 住居、所在地、電話番号等の変更
異動等の内容	新	
	旧	
異動年月日	年　　月　　日	
理　　由		

備考

１　□印は、該当するところにレ印を記入のこと。

２　届出にあたっては、変更の事実が分かる書類を提出すること。

様式第５号（第８条関係）

指定下水道工事店　停　止
取消し　通知書

年　　月　　日

様

鶴岡市長　　印

鶴岡市公共下水道条例第１５条及び鶴岡市指定下水道工事店規程第８条の規定により指定を（停止　取消し）したので、次のとおり通知する。

停　止　期　間	年　　月　　日から　　年　　月　　日まで
取消し年月日	年　　月　　日
指　定　番　号	第　　号
理　　由	

(摘要)指定下水道工事店証は、遅滞なく返納すること。

様式第１号（第４条関係）

（全部改正〔令和６年上下水管規程１号〕）

様式第２号（第４条関係）

（一部改正〔令和３年上下水管規程５号〕）

様式第３号（第６条関係）

（一部改正〔令和６年上下水管規程１号〕）

様式第４号（第７条関係）

（全部改正〔令和６年上下水管規程１号〕）

様式第５号（第８条関係）

（一部改正〔令和６年上下水管規程１号〕）